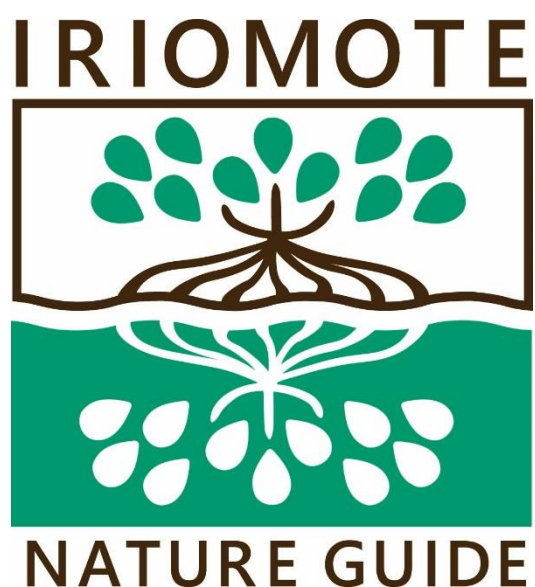


竹富町観光案内人条例に係る 申請手続き等の手引き



令和5年11月（Ver.1.1）
竹富町自然観光課

目 次

1	竹富町観光案内人条例に係る申請手続等の概要	1
(1)	竹富町観光案内人条例とは	1
(2)	竹富町観光案内人条例による規制の概要	1
2	申請等の流れ	4
3	申請等に必要な書類	7
4	添付書類の詳細	8
5	申請書の作成方法	11
(1)	様式第1号	12
(2)	様式第1号別紙	14
6	申請書・届出書記載例	15
(1)	自然観光事業営業免許申請書（様式第1号・様式第1号別紙）	15
(2)	免許状等（登録証等）の再交付申請書（様式第3号）	17
(3)	免許申請事項の変更申請書（様式第4号・様式第1号別紙）	18
(4)	免許申請及び登録引率ガイド選任認可事項の変更届出書（様式第5号）	20
(5)	免許及び登録引率ガイド選任認可更新申請書（様式第6号・別紙）	21
(6)	自然観光事業営業免許に係る廃業等の届出書（様式第7号）	24
(7)	登録引率ガイド選任に係る認可申請書（様式第9号・別紙）	25
(8)	登録引率ガイド選任認可変更認可申請書（様式第10号・様式第9号別紙）	26
7	規制等の根拠	28
(1)	竹富町観光案内人条例	28
(2)	竹富町観光案内人条例施行規則	28
(3)	竹富町案内人条例における審査基準に係る要綱	28
(4)	竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱	28
(5)	竹富町観光案内人条例における条件等の付与に係る要綱	28
8	許可・届出に関する問合せ先一覧	29

1 竹富町観光案内人条例に係る申請手続等の概要

(1) 竹富町観光案内人条例とは

西表島は、イリオモテヤマネコに代表される希少種・固有種が多数生息するなど、世界的にも貴重で豊かな自然環境を有しており、令和3年7月に世界自然遺産に登録されました。数多くの観光客の皆さまがこの豊かな自然環境を目的に島を訪れており、訪れる観光客を案内する自然観光ガイドも島内で多数活動しています。

竹富町では、竹富町観光案内人条例により、西表島の陸域において、自然体験型のガイドツアーを営む事業者に対し、「竹富町観光案内人」としての免許取得を義務付けています。この免許を事業者が取得する場合にあっては、観光客の安全確保や自然環境保全に関する一定の要件を満たしていることが求められます。

竹富町は、竹富町観光案内人条例の運用を通じ、観光客の安全と西表島の優れた自然環境の保全に配慮した質の高いガイドによるツアー提供を実現することで、持続可能な自然体験型観光による永続的な地域社会の発展の実現を目指しています。

(2) 竹富町観光案内人条例による規制の概要

竹富町観光案内人条例では、西表島の陸域において自然体験型のガイドツアーを営む事業者及び所属ガイドに対し、様々な責務・義務を課しています。

ここでは、これらの責務・義務のうち、条例に基づく手続きが必要となるものの概要を紹介します。なお、あくまで概要ですので、詳細は竹富町観光案内人条例をご確認ください。

ア 観光案内人免許取得の義務（条例第9条第1項関係）

自然体験型のガイドツアーを営もうとする事業者は、原則として事前に町長の免許を受けなければなりません。

《申請に使用する様式：様式第1号・別紙》

イ 免許状等再交付申請の義務（条例第11条第1項関係）

竹富町観光案内人が、自らに交付された免許状等を破損、紛失等したときは、町長に免許状等の再交付申請を行わなければなりません。

《申請に使用する様式：様式第3号》

ウ 観光案内人免許変更申請の義務（条例第12条第1項関係）

竹富町観光案内人が、次の事項について変更しようとするときは、事前に町長の免許を受けなければなりません。

- ・事業者として営もうとするガイドツアーの種別
- ・営業所等の住所、電話番号その他の連絡先、配置する現場代理人の氏名
- ・事業者としてのガイドツアーにおける水面の利用有無
- ・西表島等の公民館への所属の有無
- ・所属する観光ガイド（減少の場合も含む）
- ・個々の観光ガイドが従事しようとするガイドツアーの種別
- ・個々の観光ガイドが従事しようとするガイドツアーにおける水面の利用有無

《申請に使用する様式：様式第4号（必要に応じ様式第1号別紙）》

エ 観光案内人免許変更届出の義務（条例第 12 条第 2 項関係）

竹富町観光案内人が、以下の事項について変更したときは、変更後 14 日以内にその旨を町長に届け出なくてはなりません。

- ・個人の場合における、氏名、住所、電話番号その他の連絡先
- ・法人の場合における、商号、代表者の役職名、代表者の氏名、法人の住所、電話番号その他の連絡先
- ・屋号又は名称
- ・所属する観光ガイドの住所、電話番号その他の連絡先
- ・ガイドツアーに使用する自動車、小型船舶の数量、登録番号
- ・保有するカヌー、カヤック、SUP 等の数量

《届出に使用する様式：様式第 5 号》

オ 観光案内人免許更新申請の義務（条例第 13 条第 2 項関係）

竹富町観光案内人が、与えられた免許の有効期間の満了の日以降も引き続き自然体験型のガイドツアーを営もうとするときは、有効期間の満了の日の 30 日前までに町長に免許の更新申請をしなくてはなりません。

《申請に使用する様式：様式第 6 号・別紙》

カ 有効期間が満了した免許状等の返納義務（条例第 14 条第 2 項関係）

竹富町観光案内人は、与えられた免許の有効期間が満了した時は、原則として有効期間満了の日から 14 日以内に免許状等を町長に返納しなければなりません。

キ 廃業等の届出義務（条例第 15 条第 1 項関係）

竹富町観光案内人等が、自然体験型のガイドツアーを廃業等したときは、14 日以内にその旨を町長に届出なくてはなりません。

《届出に使用する様式：様式第 7 号》

ク 登録引率ガイド選任認可取得義務（条例第 21 条第 1 項関係）

竹富町観光案内人が、西表島エコツアー推進全体構想に定められた特定自然観光資源の所在区域内において自然体験型のガイドツアーを営もうとするときは、登録引率ガイドを選任し、町長の認可を受けなければなりません。

《申請に使用する様式：様式第 9 号・別紙》

ケ 登録証等再交付申請の義務（条例第 23 条第 1 項関係）

登録引率ガイド選任認可を受けた竹富町観光案内人（「登録引率事業者」といいます。）が、自らに交付された登録証等を破損、紛失等したときは、町長に登録証等の再交付申請を行わなければなりません。

《申請に使用する様式：様式第 3 号》

コ 登録引率ガイド選任認可変更申請の義務（条例第 24 条第 1 項関係）

登録引率事業者が、次の事項について変更しようとするときは、事前に町長の認可を受けなければなりません。

- ・事業者としてガイドツアーを営もうとする特定自然観光資源の所在区域
- ・所属する登録引率ガイド（減少の場合も含む）

- ・個々の登録引率ガイドがツアーに従事しようとする特定自然観光資源の所在区域

《申請に使用する様式：様式第 10 号（必要に応じ様式第 9 号別紙）》

サ 登録引率ガイド選任認可変更届出の義務（条例第 24 条第 2 項関係）

登録引率事業者が、以下の事項について変更したときは、変更後 14 日以内にその旨を町長に届け出なくてはなりません。

- ・個人の場合における、氏名、住所、電話番号その他の連絡先

- ・法人の場合における、商号、代表者の役職名、代表者の氏名、法人の住所、電話番号その他の連絡先

- ・屋号又は名称

- ・所属する登録引率ガイドの住所、電話番号その他の連絡先

《届出に使用する様式：様式第 5 号》

シ 登録引率ガイド選任認可更新申請の義務（条例第 25 条第 2 項関係）

登録引率事業者が、与えられた認可の有効期間の満了の日以降も引き続き特定自然観光資源の所在区域内において自然体験型のガイドツアーを営もうとするときは、有効期間の満了の日の 30 日前までに町長に認可の更新申請をしなくてはなりません。

《申請に使用する様式：様式第 6 号・別紙》

ス 有効期間が満了した登録証等の返納義務（条例第 26 条第 2 項関係）

登録引率事業者は、与えられた認可の有効期間が満了した時は、原則として有効期間満了の日から 14 日以内に登録証等を町長に返納しなければなりません。

2 申請等の流れ

以下に、一般に想定される申請の流れを記載します。なお、事前相談は必須ではありませんが、申請後に円滑な処分に資する観点から、推奨いたします。申請時に書類の不備、不足があった場合等は、補正がなされるまで審査が中断されるほか、内容により不許可、申請書の差戻し等がなされる可能性がありますので、ご注意ください。

	申請者	竹富町	留意事項など
事前相談	①規制概要と手続要否の確認	・手続要否の判断 ・規制概要の説明 ・申請、届出内容の調整	・メール、電話又は来所により相談を承ります。 ・各相談方法の問合せ先詳細は、「8. 申請・届出に関する問合せ先一覧」をご確認ください。 ・ご相談の際は、検討されている事業の概要、質問事項等をお知らせください。 ・匿名の相談も承りますが、回答も一般論としての回答となりますこと、ご了承ください。
	②手続詳細の確認と申請届出書類の作成	・審査基準への適合見込み助言 ・記載事項、必要書類のチェック	・メール、電話又は来所により相談を承ります。 ・各相談方法の問合せ先詳細は、8. 申請・届出に関する問合せ先一覧」をご確認ください。 ・ご自身の所属、氏名及び連絡先のほか、質問事項をお知らせください。 ・ご自身で申請書類（案）を作成の上、メール又は来所にてご相談いただけると、記載事項や添付書類の不備等含め網羅的な確認が可能です。
申請	③申請書類の提出	・申請書類の受付	・メール、郵送又は来所により提出を承ります。 ・各提出先の詳細は、8. 申請・届出に関する問合せ先一覧」をご確認ください。 ・メール提出の場合、以下にご協力をお願いします。 ①添付ファイルは、A4 サイズに設定した PDF 形式又は Microsoft Office 形式にて提出ください。Jpeg 形式等での提出は、書類不備となる可能性がありますので、依頼があった場合を除きお控えください。 ②添付書類はまとめて電子化いただき、可能な限り添付ファイル数を減らしてください。添付ファイル数が多いと、システム上迷惑メール等として扱われ処理が遅れる場合があります。 ・この段階では、手数料等の納付は不要です。

	申請者	竹富町	留意事項など
	④書類回付及び審査	各提出窓口 ↓郵送等 竹富町役場 (審査機関)	・審査中に書類の不備、不足が明らかになった場合等、担当者からご連絡することがありますので、ご対応をお願いします。 ・届出の場合は、不備・不足が無い書類の提出がなされれば、手続き終了となります。竹富町からの受理通知の発出等はありません。 ・申請者が補正作業を行っている間は、竹富町役場での審査は中断されます。 ・審査に要する標準的な処理期間は、以下のとおりです。ただし、これには申請者が補正作業を行っている期間や、郵送に要する期間は含まれませんので、ご注意ください。 ①事業者としての観光案内人免許取得に係る申請等は、受付から 30 日間 ②所属観光ガイドの変更等、免許取得者による変更申請等は、受付から 14 日間 ・なお、審査過程で何らかの懸念事項が生じた場合等には、「竹富町観光案内人条例等審議会審査等小委員会」への諮問を行うことがあります。この場合は、標準的な処理期間を超える時間を要することがあります。

	申請者	竹富町	留意事項など
通知	⑤審査結果の決定及び通知	・通知文書、納付書等の送付	・審査結果として、「免許付与（又は認可）」、「条件付き免許付与（又は認可）」、「免許を与えない（又は認可しない）」のいずれかの方針を、通知文書の郵送にてお知らせします。 ・「免許付与（又は認可）」の場合、通知文書とあわせて納入告知書を送付しますので、届いた納入告知書により登録料等の納付をお願いします。 ・納入告知書による納付先の詳細は、「８．申請・届出に関する問合せ先一覧」をご確認ください。 ・「条件付き免許付与（又は認可）」の場合、通知文書とあわせて納入告知書を送付します。通知文書は、「弁明の機会付与」にあたりますので、弁明を行う場合は、通知文書に記載の提出先及び提出期限までに弁明書を提出してください。弁明を行わない場合は、届いた納入告知書により登録料等の納付をお願いします。 ・「免許を与えない（又は認可しない）」場合、通知文書のみ送付します。通知文書は、「弁明の機会付与」にあたりますので、弁明を行う場合は、通知文書に記載の提出先及び提出期限までに弁明書を提出してください。
	⑦指令書、免許状等の受け取り	・指令書、免許状等の交付	・「免許付与（又は認可）」、「条件付き免許付与（又は認可）」、「免許を与えない（又は認可しない）」のいずれかの指令書を、郵送又は納入窓口にて直接交付します。 ・「免許付与（又は認可）」の場合は、免許状等もあわせて交付します。

3 申請等に必要書類

「申請書類」として一式整えていただく場合、申請書に加えて添付書類も必要となります。届出の場合も同様です。申請書、届出書には申請、届出の内容ごとに決まった様式がありますので、「5. 申請書等の作成方法」と「6. 申請書・届出書記載例」もあわせて参照ください。

なお、申請書、届出書の様式は、竹富町のウェブサイトからダウンロードが可能です。

「竹富町観光案内人条例に基づく申請・届出について」

<https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/shizenkanko/1648012725/1585649467/>

○観光案内人免許に係る添付書類一覧

		案内人免許 新規申請	登録引率 ガイド認可 新規申請	免許・認可 の変更申請	免許・認可 の更新
事業者で 1部	事業所得に係る納税地の住所を証する書類	○(個人)		変更内容に 関係する書類を提出	
	登記事項証明書の写し	△(法人)			
	賠償責任保険に係る保険証券の写し	○			
	現場代理人に係る住民票の写し	△※ ¹			△※ ¹
	西表島等の公民館所属を証する書類	○ (いずれか)			○ (いずれか)
	地域社会の発展に努める意思を有することを疎明する書類				
	一般定期航路事業又は不定期航路事業の許可書の写し	△※ ² (いずれか)			△※ ² (いずれか)
	遊漁船業者登録票の写し				
	沖縄県水上安全条例に基づく海域レジャー事業届出書（変更に係るもの含む）の写し				
	暴力団等の排除に関する誓約書	○			○
	竹富町観光案内人免許状の写し		○		○
所属する 観光ガイドごと	公的身分証明書の写し	○			○
	一次救命処置技術に関する講習受講実績を証する書類	○			○
	自然観光事業に関する資格の保有状況を証する書類	○			○
	過去4年間における自然観光事業への従事実績を証する書類	○			
	町長が主催又は指定する講習等の修了状況を証する書類	○ (R6.4以降)			○
	観光ガイド免許証の写し		○		○
登録引率 ガイドごと	町長が主催又は指定する試験の合格状況を証する書類		○		○
	過去3年間における特定自然観光資源の所在区域内での自然観光事業従事実績を証する書類		○		○

※1 西表島外に事業所得に係る納税地の住所をおく個人又は本店の住所をおく法人に限る

※2 船舶（カヌー等の無動力船を除く）のみでガイドツアーを行う事業者に限る

4 添付書類の詳細

添付書類は、原則として A4 サイズで提出してください。電子メールでの提出の場合は、A4 サイズに設定した PDF 形式又は Microsoft Office 形式にて提出ください。Jpeg 形式等での提出は、書類不備となる可能性がありますので、依頼があった場合を除きお控えください。

添付書類の種類	添付書類の詳細
①事業所得に係る納税地の住所を証する書類	・事業所得に係る納税地を証明する書類であれば、指定はありません。 ・例えば、確定申告書の写し（収入額等の不要部分は黒塗りしていただいて差し支えありません）や、個人事業の開廃業届出書の写し等が該当します。 ・申請日の前 3 か月以内に発行されたものがが必要です。
②登記事項証明書の写し	・申請日の前 3 か月以内に発行されたものがが必要です。
③賠償責任保険に係る保険証券の写し	・申請日において有効であることが必要です。 ・ご自身が行うガイドツアーが確実に補償対象に含まれることを確認してください。 ・審査基準として、支払限度額が 1 事故 1 億円以上であることを求めています。
④現場代理人に係る住民票の写し	・西表島外住所をおく個人又は法人の方に限って、必要です。 ・申請日の前 3 か月以内に発行されたものがが必要です。
⑤西表島等の公民館所属を証する書類	・⑤、⑥のいずれか一つが必要です。 ・西表島の公民館に所属していることを証明する書類であれば、指定はありません。 ・例えば、任意様式での公民館長名での所属証明や、公民館費の領収書の写し等が該当します。
⑥地域社会の発展に努める意思を有することを疎明する書類	・⑤、⑥のいずれか一つが必要です。 ・審査基準は、申請後の 3 年間における伝統祭事、自然環境保全活動、自然環境教育活動等への参加又は参画に関する具体的かつ妥当な活動計画を有するか否かにより行いますので、活動計画の提出が必要です。 ・なお、他者が主催する行事への参加のほか、自らで企画の上で活動するものも計画に含めて差し支えありません。
⑦一般定期航路事業又は不定期航路事業の許可書の写し	・移動手段が動力船のみとなるガイドツアーを行う事業者に限って、必要です。 ・海上運送法の規定による一般定期航路事業の許可書又は旅客不定期航路事業の許可に係る許可書の写しが必要です。
⑧遊漁船業者登録票の写し	・移動手段が動力船のみとなるガイドツアーを行う事業者に限って、⑦～⑨のいずれか一つが必要です。 ・遊漁船業の適正化に関する法律の規定による登録に係る遊漁船業者登録票の写しが必要です。
⑨沖縄県水上安全条例に基づく海域レジャー事業届出書（変更に係るもの含む）の写し	・移動手段が動力船のみとなるガイドツアーを行う事業者に限って、⑦～⑨のいずれか一つが必要です。 ・沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条

	例の規定による海域レジャー事業届出書（変更に係る届出書を含む）の写しが必要です。
暴力団等の排除に関する誓約書	・様式に指定はありません。任意の様式で作成ください。 ・参考として、竹富町のウェブサイトの様式例をアップロードしています（こちら）。
竹富町観光案内人免許状の写し	・更新手続きに限って、申請時点で有効な竹富町観光案内人免許状の写しが必要です。 ・返納は更新後の免許状等交付時となりますので、原本ではなく写しをご提出ください。
公的身分証明書の写し	・所属する観光ガイド全員分が必要です。 ・顔写真付きの公的身分証明書の写しを提出ください。 ・例えば、運転免許証、旅券（パスポート）等が該当します。
一次救命処置技術に関する講習受講実績を証する書類	・所属する観光ガイド全員分が必要です。 ・「資格」ではなく、「講習の受講実績」が求められることに留意ください。 ・審査基準として、日本赤十字社による救急法基礎講習と同等以上と認められる講習を、申請日の前1年以内に終了していることを求めています。 ・「同等以上の講習」については、例えば各消防本部による普通救命講習Ⅰ、十分な実績を有するダイビング指導団体の CPR・EFR 資格等が該当します。詳細は、事前相談にてお問合せください。
自然観光事業に関する資格の保有状況を証する書類	・所属する観光ガイド全員分が必要です。 ・審査基準として、日本赤十字社による赤十字水上安全法救助員Ⅰ認定証又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる水難救助技術に関する資格を求めています。 ・「同等以上の資格」については、例えば沖縄マリネレジャーセイフティービューローによる水難救助員、十分な実績を有するダイビング指導団体のスノーケルガイド・インストラクター資格等が該当します。詳細は、事前相談にてお問合せください。
過去4年間における自然観光事業への従事実績を証する書類	・申請書において、従事実績を記入いただいた観光ガイドについては、全員分が必要です（従事実績が無い場合は提出不要です）。 ・他地域におけるガイドツアーへの従事実績は対象としません。西表島に限った従事実績となります。 ・例えば、竹富町観光案内人には毎年の実働実績報告が義務付けられていますので、過去に所属していた事業者における当該報告書の抜粋書類等が該当します。
町長が主催又は指定する講習等の修了状況を証する書類	・本項目は、令和6年4月1日以降に適用されるものですので、その詳細は改めて公表します。
観光ガイド免許証の写し	・更新手続きに限って、申請時点で有効な竹富町観光ガイド免許証の写しが必要です。 ・返納は更新後の免許証交付時となりますので、原本ではなく写しをご提出ください。
町長が主催又は指定する試験の合	・所属する登録引率ガイド全員分が必要です。

格状況を証する書類	・現在、「登録引率者養成委員会（仮称）準備会」を開催するなど、試験制度の検討を行っているところですので、その詳細は改めて公表します。
過去３年間に於ける特定自然観光資源の所在区域内での自然観光事業従事実績を証する書類	・所属する登録引率ガイド全員分が必要です。 ・例えば、竹富町観光案内人には毎年の実働実績報告が義務付けられていますので、過去に所属していた事業者における当該報告書の抜粋書類等が該当します。

5 申請書の作成方法

申請書、届出書の様式は、竹富町のウェブサイトからダウンロードが可能です。

「竹富町観光案内人条例に基づく申請・届出について」

<https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/shizenkanko/1648012725/1585649467/>

申請書や届出書は、原則として A4 サイズで提出してください。電子メールでの提出の場合は、A4 サイズに設定した PDF 形式又は Microsoft Office 形式にて提出ください。Jpeg 形式等での提出は、書類不備となる可能性がありますので、依頼があった場合を除きお控えください。

次ページより、「西表島等における自然観光事業免許申請書（様式第 1 号・様式第 1 号別紙）」を例として作成方法を紹介します。

(1) 様式第1号

西表島等における自然観光事業営業免許申請書			
令和 年 月 日 提出年月日を記入			
竹富町長 殿			
竹富町観光案内人条例第9条第2項の規定により、西表島等において自然観光事業を営む免許を受けたく、次のとおり申請します。			
住所、氏名、連絡先はいずれも括弧書きは削除し、自身の情報を記入			
住所 (個人事業主にあつては事業所得に係る納税地の住所) (法人にあつては法人登記申請書における本店の住所)			
氏 名 (個人事業主にあつては氏名) (法人にあつては商号、代表者の役職名及び氏名)			
連絡先 (担当者の所属、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			
個人事業主の方のガイド事業者名もここに記入			
屋号又は名称			
営もうとする 自然観光事業の種別	1. 徒歩により行う自然観光事業 動力船を一切下船しない形態でのツアーを行う場合に該当(遊覧船、遊漁船等) 2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業(うち、専ら汽艇を使用するもの) 船舶(カヌー等の手漕ぎ船含む)を用いるツアーで2以外のものは全て該当 3. 汽艇等を使用して行う自然観光事業(2.に該当するもの以外のもの) 車両の使用が送迎等のみに限られる場合は、選択不要 4. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業		
営業所その他自然観光 事業を営むための施設	住所 西表島内に住所を置く事業者は記載不要	電話番号	
	フリガナ		
	現場代理人氏名		
自然観光事業の用に供 する自動車の登録番号	ツアーに使用する車のナンバーを記載(トレーラー、送迎車両等も含む)		
			(計 台)
自然観光事業の用に供 する小型船舶の登録番 号	ツアーへの使用有無を問わず、保有数量を記入		
			(計 艇)
カヌー等の手漕ぎ船及び船検を要さない小 型船舶の保有数量	艇		

(2) 様式第1号別紙

観光ガイドとして従事する者			
住所、氏名いずれも括弧書きは削除し、様式第1号と同じ内容を記入			
住所	(個人事業主にあつては事業所得に係る納税地の住所) (法人にあつては法人登記申請書における本店の住所)		
氏名	(個人事業主にあつては氏名) (法人にあつては商号、代表者の役職名及び氏名)		
3か月以内撮影・無帽・正面・上半身・無背景・鮮明カラー			
①	写真貼付欄 (縦3.0cm×横2.5cm)	フリガナ	
		氏名	
		生年月日	
		住所	
		電話番号	
従事しようとする自然観光事業の種別	1. 徒歩により行う自然観光事業 動力船を一切下船しない形態でのツアーを行う場合に該当(遊覧船、遊漁船等) 2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業(うち、専ら汽船を使用するもの) 船舶(カヌー等の手漕ぎ船含む)を用いるツアーで2以外のものは全て該当 3. 汽艇等を使用して行う自然観光事業(2.に該当するもの以外のもの) 車両の使用が送迎等のみに限られる場合は、選択不要 4. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業		
従事する自然観光事業における河川、内湾その他の水面の利用有無	有 ・ 無		
一次救命処置技術講習の受講実績	講習名		
	受講年月日	令和 年 月 日 申請日の前1年以内であることが必要	
保有する自然観光事業に関する資格	資格名		
	有効期限	令和 年 月 日	
過去4年間の自然観光事業従事実績	経歴		
	実働日数		

6 申請書・届出書記載例

(1) 自然観光事業営業免許申請書（様式第1号・様式第1号別紙）

西表島等における自然観光事業営業免許申請書				
令和5年11月10日				
竹富町長 殿				
竹富町観光案内人条例第9条第2項の規定により、西表島等において自然観光事業を営む免許を受けたく、次のとおり申請します。				
住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号				
氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎				
自然観光課 自然環境係長 竹富 花子				
連絡先 TEL : 0980-83-1306				
E-mail : sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp				
屋号又は名称	西表島〇〇ツアーズ			
営もうとする 自然観光事業の種別	①. 徒歩により行う自然観光事業			
	2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（うち、専ら汽船を使用するもの）			
	③. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（2. に該当するもの以外のもの）			
	4. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業			
営業所その他自然観光 事業を営むための施設	住所	竹富町字〇〇123-4		
	電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇		
	フリガナ	イリオモテ タロウ		
	現場代理人氏名	西表 太郎		
自然観光事業の用に供 する自動車の登録番号	沖縄 300 あ 1234	沖縄 300 い 5678		
				(計2台)
自然観光事業の用に供 する小型船舶の登録番 号				
				(計0艇)
カヌー等の手漕ぎ船及び船検を要さない小 型船舶の保有数量	15 艇			
自然観光事業における河川、内湾その他の 水面の利用有無	①有 ・ 無			
西表島等の公民館への所属有無	①有 ・ 無（有の場合、公民館名：〇〇公民館）			
観光ガイドとして従事する者	別 紙 の と お り			

観光ガイドとして従事する者

住 所 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 号

氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎

①		フリガナ	イリオモテ ジロウ
		氏名	西表 次郎
		生年月日	平成元年 11 月 10 日
		住所	竹富町字〇〇567-8
		電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇
	従事しようとする自然観光事業の種別	①. 徒歩により行う自然観光事業	
		2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（うち、専ら汽船を使用するもの）	
		③. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（2. に該当するもの以外のもの）	
		4. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業	
	従事する自然観光事業における河川、内湾その他の水面の利用有無		☒ 有 ・ 無
	一次救命処置技術講習の受講実績	講習名	日本赤十字社 救急法基礎講習
		受講年月日	令和 5 年 4 月 1 日
	保有する自然観光事業に関する資格	資格名	日本赤十字社 赤十字水上安全法救助員 I
		有効期限	令和 7 年 3 月 31 日
	過去 4 年間の自然観光事業従事実績	経歴	令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 10 月 1 日 西表島△△ツアーズの観光ガイドとして自然観光事業に従事
実働日数		326 日	

(2) 免許状等(登録証等)の再交付申請書(様式第3号)

竹富町観光案内人条例に係る免許状等(登録証等)の再交付申請書 令和5年11月10日 竹富町長 殿 竹富町観光案内人条例第11条第1項(第23条第1項)の規定により、竹富町観光案内人条例に係る免許状等(登録証等)の再交付を受けたく、次のとおり申請します。 住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号 氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎 連絡先 自然観光課 自然環境係長 竹富 次郎	
屋号又は名称	西表島〇〇ツアーズ
観光案内人免許番号	999
再交付を希望する免許状等の種別	1. 観光案内人免許状兼登録引率事業者証 ②. 観光ガイド免許証兼登録引率ガイド証 (免許証番号 999-001 氏名 西表 次郎) 3. 観光ガイド記章(免許証番号 氏名) 4. 機材証票(車両・小型船舶用 枚 カヌー等資機材用 枚)
再交付希望事由	ツアーガイド中の不慮の事象により破損したため。

(3) 免許申請事項の変更申請書（様式第4号・様式第1号別紙）

西表島等における自然観光事業営業免許申請事項の変更申請書				
令和5年11月10日				
竹富町長 殿				
竹富町観光案内人条例第12条第1項の規定により、西表島等において自然観光事業を営む免許の申請事項について変更の免許を受けたく、次のとおり申請します。				
住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号				
氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎				
自然観光課 自然環境係長 竹富 花子				
連絡先 TEL : 0980-83-1306				
E-mail : sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp				
変更しようとする年月日	令和6年1月1日			
変更しようとする理由	ツアーメニュー拡充のための自然観光事業の種別追加及び観光ガイドの増員			
変更内容	事項	変更前		変更後
	自然観光事業の種別	①、③		①、③、④
	営業所その他自然観光事業を営むための施設	住所	変更なし	
		電話番号		
		フリガナ		
		現場代理人氏名		
	河川、内湾その他の水面の利用有無			変更なし
	西表島等の公民館への所属有無			
観光ガイドとして従事する者	西表 次郎		西表 次郎、西表 花子	

観光ガイドとして従事する者

住 所 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 号

氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎

①		フリガナ	イリオモテ ハナコ
		氏名	西表 花子
		生年月日	平成 2 年 11 月 10 日
		住所	竹富町字〇〇987-6
		電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇
	従事しようとする自然観光事業の種別	1. 徒歩により行う自然観光事業	
		2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（うち、専ら汽船を使用するもの）	
		3. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（2. に該当するもの以外のもの）	
		④. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業	
	従事する自然観光事業における河川、内湾その他の水面の利用有無		☒ 有 ・ 無
	一次救命処置技術講習の受講実績	講習名	日本赤十字社 救急法基礎講習
		受講年月日	令和 5 年 8 月 1 日
	保有する自然観光事業に関する資格	資格名	日本赤十字社 赤十字水上安全法救助員 I
		有効期限	令和 6 年 3 月 31 日
過去 4 年間の自然観光事業従事実績	経歴	なし	
	実働日数	なし	

(4) 免許申請及び登録引率ガイド選任認可事項の変更届出書（様式第5号）

西表島等における自然観光事業営業免許申請事項（及び登録引率ガイド選任に係る認可事項）の 変更届出書 令和5年11月10日 竹富町長 殿 西表島等において自然観光事業を営む免許の申請事項（及び登録引率ガイド選任に係る認可事項）に ついて、竹富町観光案内人条例第12条第2項（及び第24条第1項）の規定による軽微な変更を行っ たので、同条第2項の規定により次のとおり届け出ます。 住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号 氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎 自然観光課 自然環境係長 竹富 花子 連絡先 TEL : 0980-83-1306 E-mail : sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp				
変更した年月日		令和5年11月1日		
変更した理由		運用効率化のためのカヌー3艇の追加保有		
変 更 内 容	事項	変更前		変更後
	個人にあつては 氏名			変更なし
	法人にあつては 商号、代表者の 役職名及び氏名			
	住所			
	電話番号その他 の連絡先			
	屋号又は名称			
	観光ガイドの住 所及び電話番号 その他の連絡先	該当者の 氏名		
		該当者の 免許証番号		
		住所、その 他連絡先		
	登録番号及び数 量	自動車		
	小型船舶			
カヌー等の保有 数量	15 艇		18 艇	

(5) 免許及び登録引率ガイド選任認可更新申請書（様式第6号・別紙）

西表島等における自然観光事業営業免許 （及び登録引率ガイド選任に係る認可） 更新申請書		
令和5年11月10日		
竹富町長 殿		
竹富町観光案内人条例第13条第2項 （及び第25条第2項） の規定により、西表島等において自然観光事業を営む免許 （及び登録引率ガイド選任に係る認可） を更新したく、次のとおり申請します。		
住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号		
氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎		
自然観光課 自然環境係長 竹富 花子		
連絡先 TEL：0980-83-1306		
E-mail：sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp		
保有する免許の情報	免許番号	999
	有効期間	令和3年1月1日 から 令和5年12月31日 まで
屋号又は名称	西表島〇〇ツアーズ	
営もうとする 自然観光事業の種別	①. 徒歩により行う自然観光事業	
	2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（うち、専ら汽船を使用するもの）	
	③. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（2. に該当するもの以外のもの）	
	④. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業	
営業所その他自然観光 事業を営むための施設	住所	竹富町字〇〇123-4
	電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇
	フリガナ	イリオモテ タロウ
	現場代理人氏名	西表 太郎
自然観光事業の用に供 する自動車及び小型船 舶の数量	自動車	2 台
	小型船舶	0 艇
カヌー等の手漕ぎ船及び船検を要さない小 型船舶の保有数量	18 艇	
自然観光事業における河川、内湾その他の 水面の利用有無	①・ 無	
西表島等の公民館への所属有無	①・ 無（有の場合、公民館名：〇〇公民館）	
自然観光事業を営もうとする特定自然観光 資源の所在する区域	①. ヒナイ川・西田川	2. 古見岳
	③. 浦内川源流域	4. テドウ山
観光ガイドとして従事する者及び登録引率 ガイドに選任する者	別 紙 の と お り	

観光ガイドとして従事する者（及び登録引率ガイドに選任する者）

住 所 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 号

氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎

①		観光案内人 免許証番号	999-001		
		免許証取得年月日	令和 3 年 1 月 1 日		
		フリガナ	イリオモテ ジロウ		
		氏名	西表 次郎		
		住所	竹富町字〇〇567-8		
		電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇		
	従事しようとする自然 観光事業の種別	①. 徒歩により行う自然観光事業			
		2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（うち、専ら汽船を使用するもの）			
		③. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（2. に該当するもの以外のもの）			
		4. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業			
	従事する自然観光事業における河 川、内湾その他の水面の利用有無		☒ 有 ・ 無		
	一次救命処置技術講習 の受講実績	講習名	日本赤十字社 救急法基礎講習		
		受講年月日	令和 5 年 4 月 1 日		
	保有する自然観光事業 に関する資格	資格名	日本赤十字社 赤十字水上安全法救助員 I		
		有効期限	令和 7 年 3 月 31 日		
	案内又は助言を行おうとする特定自 然観光資源の所在する区域		①. ヒナイ川・西田川	2. 古見岳	
			③. 浦内川源流域	4. テドウ山	
	町長が主催又は指定す る試験の合格状況	試験名	登録引率ガイド養成試験（ヒナイ川・西田川）		
		合格年月日	令和 5 年 10 月 1 日		
		試験名	登録引率ガイド養成試験（浦内川源流域）		
合格年月日		令和 5 年 10 月 15 日			
過去 3 年間に於ける特定自然観光資 源に係る自然観光事業への従事実績		1. ヒナイ川・西田川	3 年	2. 古見岳	0 年
		3. 浦内川源流域	1 年	4. テドウ山	0 年

①		観光案内人 免許証番号	999-002		
		免許証取得年月日	令和3年7月1日		
		フリガナ	イリオモテ ハナコ		
		氏名	西表 花子		
		住所	竹富町字〇〇987-6		
		電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇		
	従事しようとする自然 観光事業の種別	1. 徒歩により行う自然観光事業			
		2. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（うち、専ら汽船を使用するもの）			
		3. 汽艇等を使用して行う自然観光事業（2. に該当するもの以外のもの）			
		④. 動植物の観察等を目的とし、かつ車両を使用して行う自然観光事業			
	従事する自然観光事業における河 川、内湾その他の水面の利用有無		☒ 有 ・ 無		
	一次救命処置技術講習 の受講実績	講習名	日本赤十字社 救急法基礎講習		
		受講年月日	令和5年8月1日		
	保有する自然観光事業 に関する資格	資格名	日本赤十字社 赤十字水上安全法救助員Ⅰ		
		有効期限	令和6年3月31日		
案内又は助言を行おうとする特定自 然観光資源の所在する区域		1. ヒナイ川・西田川	2. 古見岳		
		3. 浦内川源流域	4. テドウ山		
町長が主催又は指定す る試験の合格状況	試験名				
	合格年月日	令和 年 月 日			
	試験名				
	合格年月日	令和 年 月 日			
過去3年間ににおける特定自然観光資 源に係る自然観光事業への従事実績		1. ヒナイ川・西田川	年	2. 古見岳	年
		3. 浦内川源流域	年	4. テドウ山	年

(6) 自然観光事業営業免許に係る廃業等の届出書(様式第7号)

西表島等における自然観光事業営業免許に係る廃業等の届出書		
令和5年11月10日		
竹富町長 殿		
西表島等において自然観光事業を営む免許について、事業を廃止したため、竹富町観光案内人条例第15条第1項の規定により次のとおり届け出ます。		
住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号 氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎 自然観光課 自然環境係長 竹富 花子 連絡先 TEL : 0980-83-1306 E-mail : sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp		
廃業等をした観光案内人	免許番号	999
	住所	沖縄県石垣市美崎町11番地1号
	氏名	株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎
廃業等の年月日	令和5年11月1日	
廃業等の理由	1. 観光案内人たる個人の死亡	
	②. 観光案内人たる法人の合併による消滅	
	3. 観光案内人たる法人の破産手続開始の決定による解散	
	4. 2又は3以外の事由による観光案内人たる法人の解散	
	5. その他の理由による事業の廃止 ()	

(7) 登録引率ガイド選任に係る認可申請書(様式第9号・別紙)

登録引率ガイド選任に係る認可申請書		
令和5年11月10日		
竹富町長 殿		
竹富町観光案内人条例第21条第3項の規定により、登録引率ガイドの選任に係る認可を受けたく、次のとおり申請します。		
住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号		
氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎		
自然観光課 自然環境係長 竹富 花子		
連絡先 TEL: 0980-83-1306		
E-mail: sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp		
観光案内人免許の 免許番号	999	
屋号又は名称	西表島〇〇ツアーズ	
自然観光事業を営もう とする特定自然観光資 源の所在する区域	①. ヒナイ川・西田川	2. 古見岳
	③. 浦内川源流域	4. テドウ山
登録引率ガイドに選任する者	別 紙 の と お り	

登録引率ガイドに選任する者						
住 所 沖縄県石垣市美崎町11番地1号						
氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎						
①		観光案内人 免許証番号	999-001			
		フリガナ	イリオモテ ジロウ			
		氏名	西表 次郎			
		生年月日	平成元年1月1日			
		住所	竹富町字〇〇567-8			
		電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇			
	案内又は助言を行おうとする特定 自然観光資源の所在する区域	①. ヒナイ川・西田川	2. 古見岳			
		③. 浦内川源流域	4. テドウ山			
	町長が主催又は指定 する試験の合格状況	試験名	登録引率ガイド養成試験(ヒナイ川・西田川)			
		合格年月日	令和5年10月1日			
		試験名	登録引率ガイド養成試験(浦内川源流域)			
		合格年月日	令和5年10月15日			
過去3年間における特定自然観光 資源に係る自然観光事業への従事 実績	1. ヒナイ川・西田川	3年	2. 古見岳	0年		
	3. 浦内川源流域	1年	4. テドウ山	0年		

(8) 登録引率ガイド選任認可変更認可申請書 (様式第 10 号・様式第 9 号別紙)

登録引率ガイド選任に係る認可事項の変更認可申請書			
令和 5 年 11 月 10 日			
竹富町長 殿 竹富町観光案内人条例第 24 条第 1 項の規定により、登録引率ガイドの選任に係る認可事項の変更認可を受けたく、次のとおり申請します。			
住 所 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 号 氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎 自然観光課 自然環境係長 竹富 花子 連絡先 TEL : 0980-83-1306 E-mail : sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp			
変更しようとする年月日	令和 5 年 12 月 1 日		
変更しようとする理由	ツアーメニュー拡充に伴う登録引率ガイドの追加選任		
変更内容	事項	変更前	変更後
	自然観光事業を営もうとする特定自然観光資源の所在する区域		変更なし
	登録引率ガイドが案内又は助言を行おうとする特定自然観光資源の所在する区域		
	登録引率ガイドに選任する者	西表 次郎	西表 次郎、西表 花子

登録引率ガイドに選任する者

住 所 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 号

氏 名 株式会社竹富町 代表取締役社長 竹富 太郎

①		観光案内人 免許証番号	999-002			
		フリガナ	イリオモテ ハナコ			
		氏名	西表 花子			
		生年月日	平成 2 年 1 月 1 日			
		住所	竹富町字〇〇567-8			
		電話番号	0980-〇〇-〇〇〇〇			
	案内又は助言を行おうとする特定 自然観光資源の所在する区域		①. ヒナイ川・西田川	2. 古見岳		
			③. 浦内川源流域	4. テドウ山		
	町長が主催又は指定 する試験の合格状況	試験名	登録引率ガイド養成試験（ヒナイ川・西田川）			
		合格年月日	令和 5 年 10 月 1 日			
		試験名	登録引率ガイド養成試験（浦内川源流域）			
		合格年月日	令和 5 年 10 月 15 日			
	過去 3 年間に於ける特定自然観光 資源に係る自然観光事業への従事 実績		1. ヒナイ川・西田川	3 年	2. 古見岳	0 年
			3. 浦内川源流域	1 年	4. テドウ山	0 年

7 規制等の根拠

(1) 竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号）

https://www.town.taketomi.lg.jp/userfiles/files/jyourei_3.pdf

(2) 竹富町観光案内人条例施行規則（令和5年竹富町規則第29号）

<https://www.town.taketomi.lg.jp/userfiles/files/kisoku.pdf>

(3) 竹富町案内人条例における審査基準に係る要綱（令和5年竹富町告示第58号）

<https://www.town.taketomi.lg.jp/userfiles/files/sinsakijyun.pdf>

(4) 竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱（令和5年竹富町告示第59号）

<https://www.town.taketomi.lg.jp/userfiles/files/furiekiyobun.pdf>

(5) 竹富町観光案内人条例における条件等の付与に係る要綱（令和5年竹富町告示第60号）

<https://www.town.taketomi.lg.jp/userfiles/files/hyoukenfuyo.pdf>

8 許可・届出に関する問合せ先一覧

※申請・届出内容に関するご相談で来所いただく際は、事前に日時調整をお願いします。事前連絡なしでのご来所は、担当者不在のため対応が困難な場合があります。

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの@を★に変換しています。送信の際は、★を@に再度変換してご利用ください。

申請ステップ		問合せ先
事前相談	①規制概要と手続要否の確認	○竹富町役場自然観光課（メール、電話又は来所） 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1 TEL：0980-83-1306 E-mail：sizenkanko★town.taketomi.okinawa.jp
	②手続詳細の確認と申請届出書類の作成	
申請	③申請書類の提出	○竹富町役場自然観光課（メール、電話又は来所） 石垣市美崎町 11 番地 1 TEL：0980-83-1306 E-mail：sizenkanko★town.taketomi.okinawa.jp ○竹富町西表東部出張所（来所） 竹富町字南風見 201-47 西表離島振興総合センター 1 階 TEL：0980-85-5216 ○竹富町西表西部出張所（来所） 竹富町字上原 329- 1 TEL：0980-85-6839
	④書類回付及び審査	
通知	⑤審査結果の決定及び通知	【通知内容・審査結果についての問合せ】 ○竹富町役場自然観光課（メール、電話又は来所） 石垣市美崎町 11 番地 1 TEL：0980-83-1306 E-mail：sizenkanko★town.taketomi.okinawa.jp 【登録料等納付先】 ○竹富町西表東部出張所（来所） 竹富町字南風見 201-47 西表離島振興総合センター 1 階 TEL：0980-85-5216 ○竹富町西表西部出張所（来所） 竹富町字上原 329- 1 TEL：0980-85-6839 ○指定金融機関 ※詳細は納入告知書をご確認ください 【指令書・免許状等の交付】 ○竹富町西表東部出張所（来所） ○竹富町西表西部出張所（来所） ○郵送 ※竹富町役場又は事務委託先から発送します
	⑦指令書、免許状等の受け取り	